

平成 27 年 4 月 17 日

復興庁

福島再生加速化交付金（第 13 回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第 10 回》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）」について、本日、交付可能額を通知します。

また、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を取りまとめた復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針に関して、生活拠点を形成する 14 市町村について改定を行ったので、あわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 10 回）について

別紙 1 のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：  
復興庁  
原子力災害復興班 八木、石川、林  
TEL：03-5545-7369

## コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 10 回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された 11 市町の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

## 1. 交付可能額について

今回配分額 事業費：31,240 百万円 国費：27,256 百万円  
 (注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

(配分額計 事業費：163,138 百万円 国費：142,444 百万円)  
 (注) 今回配分額を含む。

## 生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第 10 回）

事業計画名	事業主体	交付可能額 (百万円)		主な配分内容
		事業費	国費	
福島市生活拠点形成事業計画	福島県	2,158	1,886	建設ほか
会津若松市生活拠点形成事業計画	福島県	475	414	建設ほか
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県・いわき市	8,889	7,745	造成・建設・道路ほか
白河市生活拠点形成事業計画	福島県	1,259	1,099	造成・建設ほか
二本松市生活拠点形成事業計画	福島県	2,960	2,587	造成・建設ほか
田村市生活拠点形成事業計画	福島県	531	464	造成・建設ほか
南相馬市生活拠点形成事業計画	福島県・南相馬市	12,703	11,097	造成・建設・道路ほか
本宮市生活拠点形成事業計画	本宮市	65	52	避難者支援
三春町生活拠点形成事業計画	葛尾村	472	406	造成・建設ほか
川俣町生活拠点形成事業計画	川俣町	49	39	道路
広野町生活拠点形成事業計画	福島県	1,678	1,465	造成・建設ほか
合計		31,240	27,256	

(注) 端数処理により、合計と一致しない場合がある。

## 2. 主な事業

- 災害公営住宅整備事業等  
 福島県及び葛尾村に対し、約 26,515 百万円 (国費) を通知 (事業費：約 30,302 百万円)。
- ※これにより、原発避難者向けの復興公営住宅としては、新たに 603 戸分の建設分を加え、全体整備計画戸数 4,890 戸のうち、4,078 戸分の建設に係る費用を配分。

○ 道路事業  
福島県、いわき市、南相馬市及び川俣町に対し、約 321 百万円（国費）を通知（事業費：約 413 百万円）。

○ 避難者支援事業等  
本宮市に対し、コミュニティ交流広場の整備に係る費用として約 52 百万円（国費）を通知（事業費：約 65 百万円）。  
また、福島県及び葛尾村に対し、復興公営住宅の駐車場整備として約 367 百万円（国費）を通知（事業費：約 459 百万円）。

### 3. 今後の予定について

第 11 回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

別紙 1 - 参考 1 原発避難者向け復興公営住宅の整備状況  
参考 2 原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況  
参考 3 長期避難者等の生活拠点の形成に係る「コミュニティ交流広場」の整備について

## 原発避難者向け復興公営住宅の整備状況

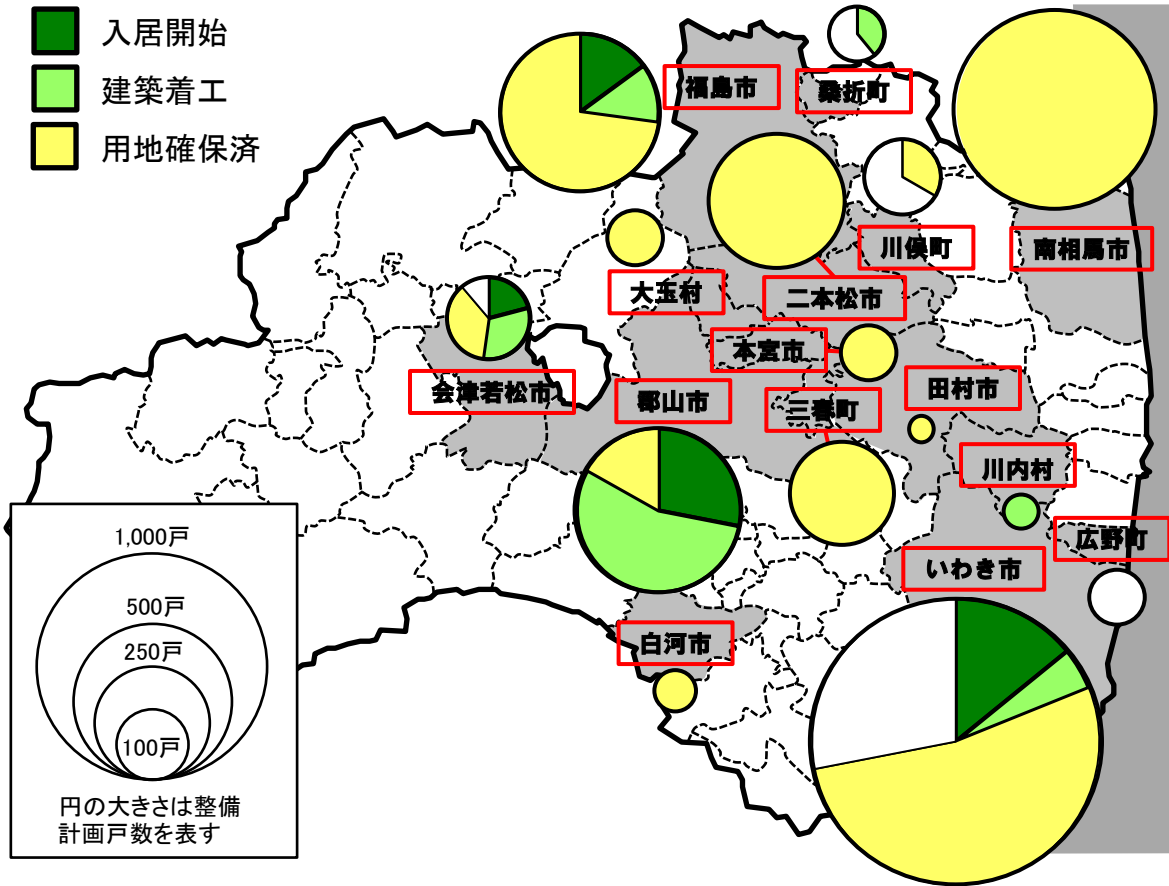
原発避難者向けの復興公営住宅として、全体整備計画戸数 4,890 戸の全ての用地に係る費用は配分済。建築に係る費用は今回配分の 603 戸を加え、4,078 戸の費用を配分。

(平成 27 年 4 月現在)

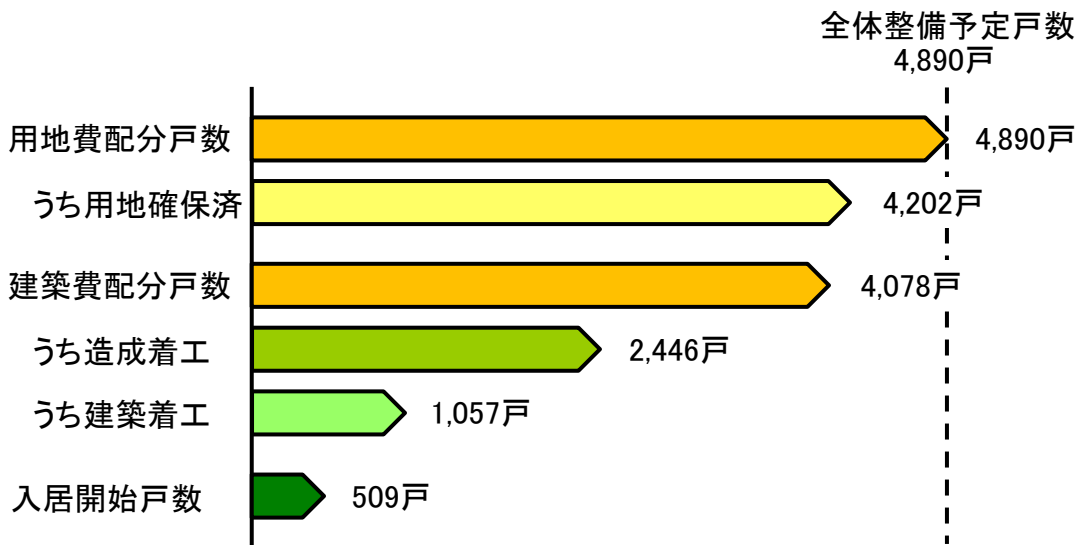
受入 市町村	整備計画 戸数	用地費		建築費		入居 開始
		配分戸数	うち用地 確保済	配分戸数	うち建築 着工	
福島市	475 戸	475 戸	475 戸	193 戸	129 戸	71 戸
会津若松市	134 戸	134 戸	119 戸	119 戸	70 戸	28 戸
郡山市	570 戸	570 戸	570 戸	570 戸	474 戸	160 戸
いわき市	1,768 戸	1,768 戸	1,272 戸	1,292 戸	334 戸	250 戸
二本松市	346 戸	346 戸	346 戸	346 戸	0 戸	0 戸
南相馬市	927 戸	927 戸	927 戸	927 戸	0 戸	0 戸
川俣町	120 戸	120 戸	40 戸	120 戸	0 戸	0 戸
三春町	217 戸	217 戸	217 戸	217 戸	0 戸	0 戸
桑折町	64 戸	64 戸	25 戸	25 戸	25 戸	0 戸
大玉村	67 戸	67 戸	67 戸	67 戸	0 戸	0 戸
川内村	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸	0 戸
田村市	18 戸	18 戸	18 戸	18 戸	0 戸	0 戸
本宮市	61 戸	61 戸	61 戸	61 戸	0 戸	0 戸
白河市	40 戸	40 戸	40 戸	40 戸	0 戸	0 戸
広野町	58 戸	58 戸	0 戸	58 戸	0 戸	0 戸
計	4,890 戸	4,890 戸	4,202 戸	4,078 戸	1,057 戸	509 戸

# 原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

## 1. 復興公営住宅における入居開始及び建築着工戸数等の状況(平成27年4月現在)



## 2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成27年4月現在)



## 3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成27年4月現在)



※用地交渉の完了していない369戸については調整中。  
 ※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。

## 長期避難者等の生活拠点の形成に係る「コミュニティ交流広場」の整備について

今回、本宮市の復興公営住宅の整備と併せて、その効果を増大させる観点から、避難者支援事業等(効果促進事業)による「コミュニティ交流広場」の整備に係る費用を配分。

- ・コミュニティ交流広場 … 避難元市町村及び受入市町村の住民のコミュニティ維持・形成、交流促進、避難者の健康増進等の観点から、広く地域住民が自由に使用でき、避難者及び周辺住民が交流できる空間を整備。

### 1. 背景及び目的

原発避難者向けの復興公営住宅において、安心かつ快適な避難生活を継続するためには、避難元市町村からの入居者、周辺避難者及び受入市町村の地域住民との交流を促進し、入居者同士あるいは地域住民との良好なコミュニティの維持・形成が重要。

今回、復興公営住宅における入居者間の絆の維持及び周辺住民との交流、避難者の健康増進を行うための手段として、避難者支援事業等において、コミュニティ交流広場の整備にかかる費用を配分。

### 2. 事業概要

復興公営住宅の入居者及び周辺の避難者並びに受入市町村の地域住民が共同して、

- ・コミュニティ交流広場の設計ワークショップ
- ・芝生張りやベンチ・花壇等の作製

等を行うことにより、入居前から入居者同士あるいは地域住民との交流促進を図る。

また、防災訓練等への活用や原発事故前に双葉郡の各町村で盛んに行われていたパークゴルフの利用など、多目的な広場として活用する予定。

※本宮市復興公営住宅は仁井田(22戸)、仁井田2(19戸)の他に和田(20戸)で整備中(計61戸)



本宮市コミュニティ交流広場予定地 位置図

### 3. 整備スケジュール(予定)

	平成26年度	平成27年度	
		上半期	下半期
復興公営住宅整備			入居
入居者募集	→		
コミュニティ交流広場		設計・ワークショップ	工事・共同作業 供用



本宮市コミュニティ交流広場予定地 現況写真

## 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

### 1. 概要

コミュニティ復活交付金（第 10 回）の交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、必要な改定を行った受入 14 市町村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、三春町及び広野町）の取組方針を公表する。

（注）長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

### 2. 今回方針を公表（改定）する拠点 ※括弧内は避難元市町村名

- ・ 福島市（飯舘村、浪江町）平成 25 年 9 月 20 日策定
- ・ 会津若松市（大熊町）平成 25 年 9 月 20 日策定
- ・ 郡山市（富岡町、大熊町、双葉町）平成 25 年 9 月 20 日策定
- ・ いわき市（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）平成 25 年 9 月 20 日策定
- ・ 白河市（双葉町）平成 26 年 7 月 11 日策定
- ・ 二本松市（浪江町）平成 25 年 9 月 20 日策定
- ・ 田村市（大熊町）平成 26 年 5 月 23 日策定
- ・ 南相馬市（双葉町、浪江町、飯舘村）平成 25 年 11 月 8 日策定
- ・ 本宮市（大熊町、浪江町）平成 26 年 5 月 23 日策定
- ・ 桑折町（浪江町）平成 25 年 11 月 8 日策定
- ・ 川俣町（飯舘村）平成 26 年 5 月 23 日策定
- ・ 大玉村（富岡町）平成 26 年 2 月 14 日策定
- ・ 三春町（富岡町、葛尾村）平成 25 年 9 月 20 日策定
- ・ 広野町（富岡町、大熊町）平成 26 年 11 月 14 日策定

### 3. 内容

- ・ 避難者数や役場出張所の設置など、受入れの現状

- ・ 復興公営住宅や、道路など関連基盤の整備の取組方針
- ・ 避難者の交流事業など避難者支援策の取組方針 など

#### 4. 今後の取扱い

- ・ 今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

(注) 川内村については、同一市町村内における避難であり、協議の場を設置して協議する必要がないため、取組方針を策定していない。

(参考) 事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯舘村、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
会津若松市	大熊町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
白河市	双葉町	平成 26 年 7 月 11 日策定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
二本松市	浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
田村市	大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定



南相馬市	双葉町、浪江町、飯館村	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
本宮市	浪江町、大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
川俣町	飯館村	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
広野町	富岡町、大熊町	平成 26 年 11 月 14 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

別紙 2 - 参考 平成 27 年 4 月 17 日に方針を公表する拠点の概要

## 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 (平成27年4月17日に方針を公表(改定)する拠点の概要)

### 本取組方針の位置づけ

長期避難者等の生活拠点(町外コミュニティ)の形成に向けて、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅、道路等関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的に協議し、合意した内容を取組方針として取りまとめたもの。

### 本取組方針の構成

1. 避難者等の受け入れの状況 仮設住宅、借り上げ住宅への入居状況
2. 生活拠点形成に向けた取組方針 復興公営住宅や関連基盤の整備方針 等
3. 生活拠点の形成に向けた支援策 避難者のニーズに応じた各種支援策 等

### 方針を公表する拠点の概要(14市町村:改定)

#### 公表(改定)の主な理由

- ① 関連基盤として新規道路整備の位置づけ  
南相馬市、川俣町
  - ② 関連基盤としてコミュニティ交流広場の位置づけ  
本宮市
- ※ その他、福島県が公表した復興公営住宅の整備予定の見直しに基づき、全般的に関係部分を修正

#### 概要

今回改定を行った市町村	避難者等の受け入れの状況 (平成27年2月27日時点)			生活拠点形成に向けた取組方針 (第10回交付可能額通知時点)
	計	仮設住宅	借り上げ住宅	
福島市	7,382	1,806	5,576	475戸、7地区
会津若松市	2,500	863	1,637	134戸、4地区
郡山市	6,728	1,533	5,195	570戸、17地区
いわき市	16,937	5,793	11,144	1,768戸、17地区
白河市	512	74	438	40戸、1地区
二本松市	2,439	1,448	991	346戸、4地区
田村市	400	95	305	18戸、1地区
南相馬市	1,333	97	1,236	927戸、5地区
本宮市	732	505	227	61戸、3地区
桑折町	331	282	49	64戸、1地区
川俣町	450	-	450	120戸、2地区
大玉村	320	269	51	67戸、1地区
三春町	1,338	1,102	236	217戸、2地区
広野町	41	-	41	58戸、1地区